

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-Adviser の名称】

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投

発行者情報

2025年5月30日

株式会社ジールアソシエイツ
(ZEAL Associate Corp.)

代表取締役 社長執行役員 永門 大輔

東京都中央区銀座一丁目19番7号

03-6264-2690

取締役 上席執行役員 澁谷 良雄

宝印刷株式会社

代表取締役社長 白井 恒太

東京都豊島区高田三丁目28番8号

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

03-3971-3392

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社ジールアソシエイツ

<https://zeal-as.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期中	第22期	第23期
会計期間	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2022年9月1日 至 2023年8月31日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日
売上高 (千円)	1,249,983	1,989,070	2,618,812
経常利益 (千円)	18,121	22,390	68,196
当期（中間）純利益 (千円)	15,090	20,304	44,903
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	35,188	35,188	35,188
発行済株式総数 (株)	292,800	292,800	292,800
純資産額 (千円)	261,714	238,761	266,523
総資産額 (千円)	1,409,279	1,464,824	1,738,774
1株当たり純資産額 (円)	893.83	815.44	910.25
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	21,000 (—)	15,000 (—)
1株当たり当期（中間）純利益金額 (円)	51.54	70.50	153.36
潜在株式調整後1株当たり 当期（中間）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.6	16.3	15.3
自己資本利益率 (%)	5.7	9.1	17.8
株価収益率 (倍)	41.1	—	—
配当性向 (%)	—	100.9	32.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△146,141	256,010	50,572
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,951	104,199	30,015
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△110,028	△135,040	78,809
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	803,369	893,189	1,052,586
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	106 (—)	101 (—)	104 (—)

(注) 1. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は、就業人員を表示しております。なお、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第22期から第23期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第23期の財務諸表については、永和監査法人の監査を受けておりますが、第22期の財務諸表については当該監査を受けておりません。第24期の中間財務諸表については永和監査法人の期中レビューを受けております。
7. 当社は、2024年11月18日開催の取締役会決議により、2024年12月5日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しており、株式分割後では第22期は70.00円、第23期は50.00円となります。
8. 当社は第24期中より中間財務諸表を作成しているため、それ以前の中間財務諸表は記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業については重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
106	32.2	3.7	4,463

- （注） 1．従業員数は、就業人員を表示しております。なお、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における当社が事業を展開するディスプレイ業界では、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に緩やかな回復基調が継続しました。一方で、欧米における高い金利水準の継続や、原材料及びエネルギー価格の高騰に伴う物価上昇、中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響等、海外景気の下触れリスクが国内経済に与える影響は依然不透明な状況にあります。これらが企業の投資意欲に及ぼす影響について引き続き注視していく必要があります。このような状況の中、当社は中期経営計画(2025年8月期～2027年8月期)に基づき、更なる企業価値の向上を目標に事業活動を展開してまいりました。

リアルイベント分野の売上高は1,057,706千円となりました。経済活動の正常化や企業のマーケティング活動の再活性化を背景にイベント展示会業界全体が回復基調にあり、当社においても主要イベントへの出展支援や運営受託が堅調に推移しました。

商環境分野の売上高130,485千円となりました。

企業のブランド価値向上に向けたショールームや店舗空間への投資が活性化しており、当社の空間デザイン・施工サービスへの需要が高まりました。この結果、商環境分野の売上も堅調に推移しております。

デジタル×AI・その他分野の売上高は、61,792千円となりました。

企業によるプロモーション活動の強化やデジタルマーケティング需要の高まりを背景に、受注案件が増加傾向にあります。とりわけ、体験型の映像コンテンツや製品・サービスの紹介映像のニーズが堅調であり、当社のクリエイティブ力を活かした受注活動が奏功いたしました。なお、デジタル・その他分野は、より事業内容を明確にするため、デジタル×AI・その他分野に名称を変更いたしました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,249,983千円、営業利益は21,530千円、経常利益は18,121千円、中間純利益は15,090千円となりました。当中間会計期間は、中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行なっておりません。なお、当社はエクスペリエンデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末比249,217千円減少し、中間期末残高は803,369千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

なお、当中間会計期間は、中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行なっておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は146,141千円となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上24,397千円、売上債権の減少額85,114千円、仕入債務の減少額138,787千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、獲得した資金は6,951千円となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入8,530千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は110,028千円となりました。これは、社債の償還による支出15,000千円、長期借入金の返済による支出80,388千円、配当金の支払額14,640千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当中間会計期間は、中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行なっておりません。

セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
エクスペリエンスデザイン事業	1,682,735	432,751
合計	1,682,735	432,751

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当中間会計期間は、中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行なっておりません。

セグメントの名称	販売高(千円)
エクスペリエンスデザイン事業	1,249,983
売上高合計	1,249,983

分野の名称	販売高(千円)
リアルイベント分野	1,057,706
商環境分野	130,485
デジタル×AI・その他分野	61,792
売上高合計	1,249,983

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社フロンティアインターナショナル	184,169	14.73
株式会社ポケモン	132,690	10.62

3【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2025 年 2 月 5 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関しては、以下に記載するとおりです。

(1) 担当 J-Adviser との契約解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することが出来る旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 1 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）、債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における 産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に 債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされているこ

と及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

② その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表の作成にあたって利用する重要な会計上の見積り及び判断については、「第6【経理の状況】【中間財務諸表等】(1)【中間財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ 313,736 千円減少し、1,270,927 千円となりました。この主な変動要因は、現金及び預金の減少 249,217 千円、受取手形及び売掛金の減少 85,114 千円によるものであります。固定資産は、前事業年度末に比べ 15,758 千円減少し、138,351 千円となりました。この主な変動要因は、投資その他の資産における投資有価証券が投資有価証券を売却したことにより 10,381 千円減少したこと、無形固定資産におけるソフトウェアが 3,369 千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は 1,409,279 千円となり、前事業年度末に比べ 329,494 千円減少しました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ 252,947 千円減少し、523,765 千円となりました。この主な変動要因は、買掛金の減少 138,787 千円、未払法人税等の減少 21,783 千円、未払消費税等の減少 22,422 千円によるものであります。固定負債は、前事業年度末に比べ 71,738 千円減少し、623,799 千円となりました。この変動要因は、長期借入金の減少 66,738 千円、社債の減少 5,000 千円によるものであります。

この結果、負債合計は 1,147,565 千円となり、前事業年度末に比べ 324,685 千円減少しました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ 4,808 千円減少し、261,714 千円となりました。この主な変動要因は、中間純利益の計上及び配当の支払による利益剰余金の増加 450 千円、その他有価証券評価差額金の減少 5,259 千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間末現在発行数 (株) (2025年 2 月 28 日)	公表日現在発行数 (株) (2025年 5 月 30 日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1, 171, 200	878, 400	292, 800	292, 800	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1, 171, 200	878, 400	292, 800	292, 800	—	—

(注) 1. 2024 年 11 月 18 日開催の取締役会決議により、2024 年 12 月 5 日付で普通株式 1 株につき 300 株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は 291, 824 株増加し、292, 800 株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は 1, 167, 296 株増加し、1, 171, 200 株となっております。

2. 2024 年 11 月 27 日開催の定時株主総会決議により、普通株式 100 株を 1 単位とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年12月 5 日 (注)	291, 824	292, 800	—	35, 188	—	—

(注) 2024 年 11 月 18 日開催の取締役会決議により、2024 年 12 月 5 日付で普通株式 1 株につき 300 株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は 291, 824 株増加し、292, 800 株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社ナガトバランス	東京都中央区勝どき四丁目6番2号	149,400	51.02
永門大輔	東京都中央区	57,000	19.47
照井秀浩	神奈川県川崎市川崎区	45,000	15.37
永門優作	東京都渋谷区	36,000	12.30
澁谷良雄	東京都中央区	5,400	1.84
計	—	292,800	100.00

(

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 292,800	2,928	権利内容に制限のない 当社における標準的な 株式であり単元株式数 は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 292,800	—	—
総株主の議決権	—	2,928	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。なお当社株式は2025年3月11日付で、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場いたしました。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、2023年9月1日から2024年2月29日までの前中間会計期間の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に関わる比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)の中間財務諸表について、永和監査法人により期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,052,586	803,369
受取手形及び売掛金	※1 487,648	※1 402,533
仕掛品	22,081	34,705
原材料	1,505	1,875
前払費用	20,120	26,305
その他	720	2,137
流動資産合計	1,584,664	1,270,927
固定資産		
有形固定資産		
建物	51,096	51,096
減価償却累計額	△13,601	△17,407
建物(純額)	37,495	33,689
機械及び装置	6,175	6,175
減価償却累計額	△2,465	△2,776
機械及び装置(純額)	3,709	3,399
器具及び備品	28,767	28,767
減価償却累計額	△18,207	△19,201
器具及び備品(純額)	10,559	9,566
土地	309	309
有形固定資産合計	52,074	46,965
無形固定資産		
ソフトウェア	12,213	8,843
無形固定資産合計	12,213	8,843
投資その他の資産		
投資有価証券	11,095	713
出資金	370	370
長期前払費用	7,805	6,773
繰延税金資産	5,830	8,628
貸倒引当金	△200	△200
その他	64,920	66,257
投資その他の資産合計	89,822	82,541
固定資産合計	154,109	138,351
資産合計	1,738,774	1,409,279

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	400,249	261,462
1 年内返済予定の社債	30,000	20,000
1 年内返済予定の長期借入金	149,607	135,957
未払金	65,195	71,091
未払費用	9,827	5,643
未払法人税等	31,034	9,250
未払消費税等	34,939	12,517
預り金	9,609	7,843
賞与引当金	26,250	—
役員賞与引当金	20,000	—
流動負債合計	776,713	523,765
固定負債		
社債	10,000	5,000
長期借入金	661,496	594,758
資産除去債務	24,041	24,041
固定負債合計	695,537	623,799
負債合計	1,472,251	1,147,565
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,188	35,188
利益剰余金		
利益準備金	2,049	3,513
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	224,220	223,206
利益剰余金合計	226,269	226,720
株主資本合計	261,457	261,908
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,065	△194
評価・換算差額等合計	5,065	△194
純資産合計	266,523	261,714
負債純資産合計	1,738,774	1,409,279

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)	
売上高	1,249,983	
売上原価	863,280	
売上総利益	386,703	
販売費及び一般管理費	※ 1 365,173	
営業利益	21,530	
営業外収益		
受取利息	364	
受取配当金	3	
補助金収入	364	
キャッシュバック収入	239	
その他	160	
営業外収益合計	1,132	
営業外費用		
支払利息	4,356	
その他	184	
営業外費用合計	4,541	
経常利益	18,121	
特別利益		
投資有価証券売却益	※ 2 6,275	
特別利益合計	6,275	
税引前中間純利益	24,397	
法人税等	※ 3 9,307	
中間純利益	15,090	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	35, 188	2, 049	224, 220	226, 269	261, 457
当中間変動額					
剰余金の配当	—	1, 464	△16, 104	△14, 640	△14, 640
中間純利益	—	—	15, 090	15, 090	15, 090
株主資本以外の項目の当中間変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当中間変動額合計	—	1, 464	△1, 014	450	450
当中間期末残高	35, 188	3, 513	223, 206	226, 720	261, 908

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	5,065	5,065	266,523
当中間変動額			
剰余金の配当	—	—	△14,640
中間純利益	—	—	15,090
株主資本以外の項目の当中間変動額（純額）	△5,259	△5,259	△5,259
当中間変動額合計	△5,259	△5,259	△4,809
当中間期末残高	△194	△194	261,714

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	24,397
減価償却費	9,751
投資有価証券売却損益(△は益)	△6,275
賞与引当金の増減額(△は減少)	△26,250
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△20,000
受取利息及び受取配当金	△368
支払利息	4,356
売上債権の増減額(△は増加)	85,114
棚卸資産の増減額(△は増加)	△12,994
仕入債務の増減額(△は減少)	△138,787
未払金の増減額(△は減少)	5,895
その他	△35,902
小計	△111,063
利息及び配当金の受取額	368
利息の支払額	△4,356
法人税等の支払額	△31,090
営業活動によるキャッシュ・フロー	△146,141
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△213
投資有価証券の売却による収入	8,530
保険積立金の積立による支出	△164
長期性預金の取得による支出	△1,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,951
財務活動によるキャッシュ・フロー	
社債の償還による支出	△15,000
長期借入金の返済による支出	△80,388
配当金の支払額	△14,640
財務活動によるキャッシュ・フロー	△110,028
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△249,217
現金及び現金同等物の期首残高	1,052,586
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 803,369

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法より処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 仕掛品

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b. 原材料

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 2～39 年
- ・機械及び装置 12 年
- ・器具及び備品 4～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社では、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
受取手形	2,041千円	—
売掛金	485,607千円	402,533千円
計	487,648千円	402,533千円

(注) 期末日満期受取手形はありません。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
給料手当	171,064千円

※2 投資有価証券売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
株式会社博展	6,275千円
計	6,275千円

※3 当中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	976	291,824	—	292,800

(変動事由の概要)

2024年11月18日開催の取締役会決議により、2024年12月5日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	803,369千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	803,369千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金をリスクの僅少な預金で運用しており、また、一部資金の効率的な運用を図ることを目的に株式等の運用を行っております。資金調達については銀行等の金融機関からの借入や社債、及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。営業債務である買掛金及び1年内返済予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、預り金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金や社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。これらの流動性リスクについては、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」「買掛金」「預り金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

前事業年度（2024年8月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	11,095	11,095	—
資産計	11,095	11,095	—
社債（※）	40,000	39,874	△125
長期借入金（※）	811,103	811,367	264
負債計	851,103	851,241	138

（※）1年内返済予定の社債については社債に、1年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

当中間会計期間（2025年2月28日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	713	713	—
資産計	713	713	—
社債（※）	25,000	24,961	△38
長期借入金（※）	730,715	730,777	62
負債計	755,715	755,738	23

（※）1年内返済予定の社債については社債に、1年内返済予定の長期借入金については長期借入金に含めております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2024 年 8 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	1, 052, 586	—	—	—
受取手形及び売掛金	487, 648	—	—	—
合計	1, 540, 235	—	—	—

当中間会計期間 (2025 年 2 月 28 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	803, 369	—	—	—
受取手形及び売掛金	402, 533	—	—	—
合計	1, 205, 903	—	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2024 年 8 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	30, 000	10, 000	—	—	—	—
長期借入金	149, 607	133, 476	117, 446	83, 636	71, 763	255, 175
合計	179, 607	143, 476	117, 446	83, 636	71, 763	255, 175

当中間会計期間 (2025 年 2 月 28 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	20, 000	5, 000	—	—	—	—
長期借入金	135, 957	133, 476	94, 426	79, 836	55, 095	231, 925
合計	155, 957	138, 476	94, 426	79, 836	55, 095	231, 925

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2024年8月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
上場株式	10,952	—	—	10,952
上場投資信託	143	—	—	143
資産計	11,095	—	—	11,095

当中間会計期間（2025年2月28日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
上場株式	565	—	—	565
上場投資信託	148	—	—	148
資産計	713	—	—	713

(2) 時価をもって中間貸借対照表（貸借対照表）計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年8月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	39,874	—	39,874
長期借入金	—	811,367	—	811,367
負債計	—	851,241	—	851,241

当中間会計期間（2025 年 2 月 28 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	—	24,961	—	24,961
長期借入金	—	730,777	—	730,777
負債計	—	755,738	—	755,738

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2024 年 8 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	10,464	2,340	8,124
	(2) その他	—	—	—
	小計	10,464	2,340	8,124
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	488	723	△234
	(2) その他	143	156	△13
	小計	631	879	△247
合計		11,095	3,219	7,876

当中間会計期間（2025 年 2 月 28 日）

	種類	中間貸借対照表 計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	54	14	39
	(2) その他	—	—	—
	小計	54	14	39
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	511	723	△211
	(2) その他	148	156	△8
	小計	659	879	△219
合計		713	894	△180

２．売却したその他有価証券
当中間会計期間（2025 年 2 月 28 日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	8,530	6,275	—
合計	8,530	6,275	—

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

当社は、本事業所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から２年～１０年と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023 年 9 月 1 日 至 2024 年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)
期首残高	21,329千円	24,041千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,713千円	—
中間期末（期末）残高	24,041千円	24,041千円

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

（単位：千円）

	エクスペリエンス デザイン事業
リアルイベント分野	1,057,706
商環境分野	130,485
デジタル×AI・その他分野	61,792
顧客との契約から生じる収益	1,249,983
その他収益	—
外部顧客への売上高	1,249,983

（２）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

（３）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約により生じた債権は以下のとおりであります。

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

（単位：千円）

	期首残高	当中間会計期間残高
顧客との契約から生じた債権	487,648	402,533

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

当社はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

1. 製品及び分野ごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	帰属するセグメント名
株式会社フロンティアインターナショナル	184,169	エクスペリエンスデザイン事業
株式会社ポケモン	132,690	エクスペリエンスデザイン事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 2024 年 9 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	910.25円	893.83円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2024年11月18日開催の取締役会決議により、2024年12月5日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	266,523	261,714
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	266,523	261,714
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	292,800	292,800

4. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり中間純利益(円)	51.54
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	15,090
普通株式に係る中間純利益(千円)	15,090
期中平均株式数(株)	292,800

- (重要な後発事象)
- 該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 5 月 29 日

株式会社ジールアソシエイツ

取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指 定 社 員

公認会計士 伊 藤 嘉 基

業務執行社員

指 定 社 員

公認会計士 荒 川 栄 一

業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジールアソシエイツの 2024 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までの第 24 期事業年度の中間会計期間（2024 年 9 月 1 日から 2025 年 2 月 28 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジールアソシエイツの 2025 年 2 月 28 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レ

ビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。